

# 六ヶ所村立第一中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することの無いよう、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや教職員自身が生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

また、家庭や地域・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努め、いじめの対策を総合的かつ効果的に推進するために、六ヶ所村いじめ基本方針に準じ、いじめ防止基本方針を定める。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンやスマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) いじめに対する基本的な認識

次のような基本的な認識に立っていじめの問題に対処していく。

- ア いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである
- イ いじめは人権侵害であり、人間として許されない卑怯な行為である
- ウ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- エ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- オ いじめはいじめられる側にも問題があるという先入観をもって指導に当たらない
- カ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- キ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

## 2 いじめの防止等に関する基本的な方針

### (1) いじめ防止のための組織

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。その組織として「第一中学校いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

	通常委員会	連携・拡大委員会
1	校長	P T A会長（P T A役員）
2	教頭	教育委員会（教育委員・学校教育相談員）
3	教務主任	学校評議員
4	生徒指導主事（ハートフルリーダー）	村（人権擁護委員・児童福祉委員・民生委員）
5	養護教諭	警察署（生活安全担当）
6	学級担任	児童相談所員
7	必要に応じた職員	いじめ・不登校に係る専門家

（備考）

- ・ 必要に応じて、外部専門家や関係機関の担当者に非常勤的に構成員となるよう要請する。
- ・ 緊急性のあるいじめ事案へ対応する場合は緊急的な組織として、また「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認（P D C Aサイクル・取組検証）等を行う場合は拡大的な組織という形で、構成員を限定したり増やしたりすることもある。
- ・ 重大事態に係る調査を行う場合は、中立性、公平性を確保する点から、当該いじめ事案と利害関係を有しない第三者（学識経験者、心理福祉の専門家等）が加わる。重大事態に係る調査をどこが行うかは村教育委員会が判断し、村教育委員会の指導・助言を受けながら対応していく。

### (2) いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すために以下の取組を行う。

#### ア いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

#### イ 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る

#### ウ 警察との連携

警察との連携事案を生徒・保護者に周知する。

特にネットのいじめやトラブルには、連携して対応する。

#### エ 教職員の資質向上に係る措置

いじめは決して許されないという共通認識のもと、全教職員がいじめの態様や特質等について

校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

#### オ 連帯感を深める活動

交流活動や行事等を通して保護者との信頼関係を深め、また地域住民その他の関係者との連携協力を努める。

#### カ 生徒観察

生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、教職員間のつながり、理解を深め、校務の効率化をはかり、生徒に関わる時間を多くとれるようにする。

### (3) いじめの早期発見

#### ア 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のための相談体制を整備する。

- ・ 教育相談 ----- 年2回（5月、10月）
- ・ 三者面談 ----- 年2回（7月、12月）
- ・ チャンス相談 ----- 適宜
- ・ FTによる相談 ----- FT実施日

#### イ 定期的な調査

いじめの早期発見に努めるため、在籍生徒に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ・ いじめアンケート ----- 月1回(毎月月末) ※時間管理アンケート含む(Google form)
- ・ 教育相談アンケート ----- 年2回（5月、10月）

#### ウ 校内連携体制の充実

小さいいじめのサインを見逃さないよう、きめ細かい情報交換・把握を全職員で行う。

### (4) いじめへの対応

#### ア 事実の有無の確認を行うための措置

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに関係生徒から事実の確認を行う。

#### イ いじめの事実が確認された場合の措置

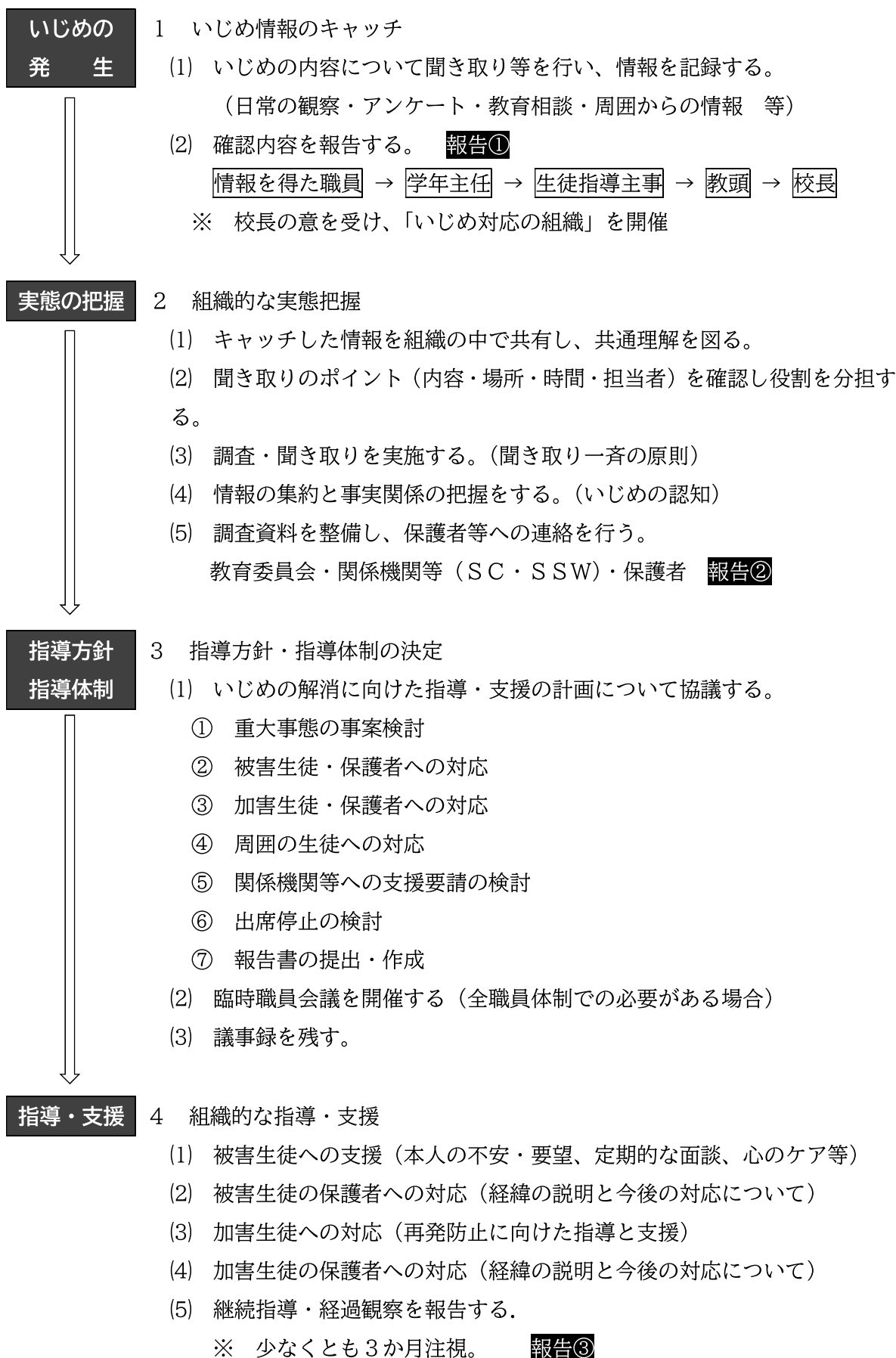
- ・ いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案にかかわる情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ いじめが犯罪行為と取り扱われるべきである場合は、教育委員会および所轄警察等と連携して対処する。

#### ウ 重大事案への対応

生命、心身または財産に重大な事態が生じた疑いがあると認められたときや、長期にわたる期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ・ 重大事案が発生した旨を、六ヶ所村教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 六ヶ所村教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果などの必要な情報を適切に提供する。

## エ 対応の流れ



### 3 学校いじめ防止プログラム

月	実施内容等	場面	対象	主管
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の確認と共通理解</li> <li>・学級開き（人間関係作り・学級のルール作り）</li> <li>・保護者への「いじめ防止基本方針」説明および啓発</li> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	いじめ対策委 （職員会議）  学級活動  参観日  学級活動	教職員  生徒  保護者  生徒	生徒指導主事  学年  生徒指導主事  生徒部
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web Hyper QU 実施（分析）</li> <li>・定期教育相談</li> <li>・いじめアンケート</li> <li>・SOSの出し方講座</li> </ul>	学級活動  放課後  学級活動	生徒（学年）  生徒  生徒  生徒	生徒部  生徒部、学年  生徒部  保健センター
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	学級活動	生徒	生徒部
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止標語募集</li> <li>・情報モラル教室</li> <li>・夏季休業中の生活について</li> <li>・いじめアンケート</li> <li>・1学期の反省</li> <li>・夏季休業中の諸注意</li> <li>・教育目標及び1学期の教育施策に対する評価</li> <li>・全校三者面談</li> <li>・1学期の反省と2学期の方策検討</li> </ul>	学級活動 学校行事 参観日 学級活動 学級活動 終業式  夏季休業中 分掌部会・学年 会議	生徒  生徒・保護者  保護者  生徒  生徒  生徒  教職員  生徒・保護者  教職員	生徒会（生環委） 生徒部 生徒指導主事 生徒部 教務主任 生徒指導主事 教務主任  学年 教務部
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の反省と2学期の方策の共通理解</li> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	職員会議  学級活動	教職員  生徒	教務主任  生徒部
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	学級活動	生徒	生徒部
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web Hyper QU 実施、結果分析</li> <li>・定期教育相談</li> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	学級活動  放課後  学級活動	生徒  生徒  生徒	生徒部  生徒部、学年  生徒部
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	学級活動	生徒	生徒部
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季休業中の生活について</li> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	参観日  学級活動	保護者  生徒	生徒指導主事  生徒部
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の反省</li> <li>・冬季休業中の諸注意</li> </ul>	学級活動  終業式	生徒  生徒	教務主任  生徒指導主事

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目標及び2学期の教育施策に対する評価</li> <li>・全校三者面談</li> <li>・2学期の反省と3学期の方策検討</li> </ul>	冬季休業中 分掌部会・学年会議	教職員 生徒・保護者 教職員	教務主任 学年 教務部
1	・いじめアンケート	学級活動	生徒	生徒部
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	学級活動 いじめ対策委	生徒	生徒部 生徒指導主事、 生徒部
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・次年度いじめ防止基本方針についての提案・確認</li> </ul>	学級活動 職員会議	生徒 教職員	生徒部 生徒指導主事
通年	・生徒の活動状況等に関する情報交換（毎週）	生徒指導会議	教員	生徒部

※いじめアンケートは毎月行う。

#### 4 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。